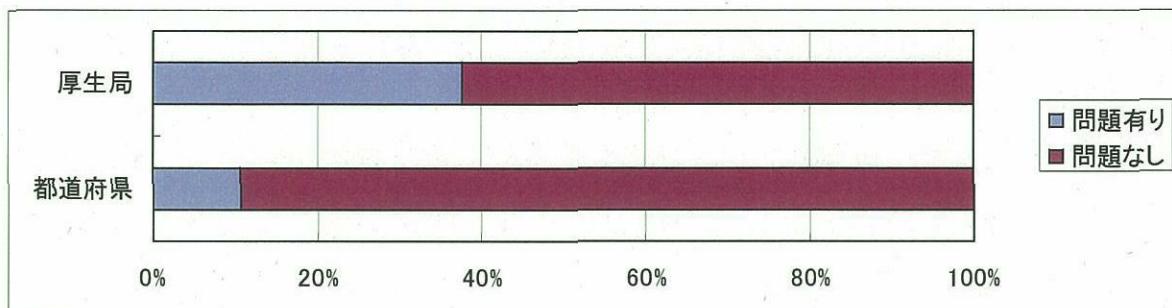


### 3 届出事務の整理

教員の変更等、都道府県知事に対する届出を厚生労働大臣に対する届出に変更することについて、「問題あり」としている厚生局は3件（37.5%）、都道府県は5件（10.6%）となっており、「問題なし」としている厚生局は5件（62.5%）、都道府県は42件（89.4%）となっている。



なお、「問題あり」とした厚生局3件、都道府県5件について、その理由をみると以下のとおりとなっている。

厚 生 局	都 道 府 県
<ul style="list-style-type: none"><li>○都道府県が把握していないことは問題がある</li><li>○情報の共有ができない</li><li>○厚生局の大幅な増員が必要となる</li><li>○都道府県の養成施設担当部局の減員が予想され、都道府県の反発が予想される</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○変更の内容を把握しにくくなる</li><li>○事務の一部が県に残るのであれば、届出又は情報提供が必要</li><li>○理容師法及び美容師法を所管するので、養成施設の最小限の情報は県担当課として把握しておくべき</li><li>○理美容師法に基づく理容所・美容所の指導等を行う際に養成施設の状況がわかった方がよい場合があるため</li></ul>